○国土交通省告示第五十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年十二月十九日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5066号	小型船舶用救命浮輪（膨脹式）	ＴＫ－ＬＲ01型	高階救命器具株式会社	充気装置及び縫い糸の仕様の追加
第5302号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＤＦ－ＳＡ01型	〃	充気装置、縫い糸及び保護布の仕様の追加
第5303号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＤＦ－ＷＡ01型	〃	〃

○国土交通省告示第五十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月二十六日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5450号	複合型一般救助艇	ＦＲＬ－ＴＣＲ６型	藤倉ゴム工業株式会社	東京都江東区有明三丁目５番７号ＴＯＣ有明
第5451号	〃	ＦＲＬ－ＴＣＲ６Ｂ型	〃	〃

○国土交通省告示第五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月二十六日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5452号	つり索の離脱装置	ＦＲＬ－ＦＳＩＳ１型	藤倉ゴム工業株式会社	東京都江東区有明三丁目５番７号ＴＯＣ有明

○国土交通省告示第五十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月二十六日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－590号	火災の危険の少ない家具及び備品（椅子）	布張り家具(I)	住江工業株式会社	京都府京田辺市大住池ノ端１番地の１

○国土交通省告示第六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年一月十八日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5475号	航海用レーダー	ＢＲ－3210－Ｓ312M	東京計器株式会社	東京都大田区南蒲田二丁目16番46号
第5476号	〃	ＢＲ－3210－Ｓ312Ｂ	〃	〃
第5477号	〃	ＢＲ－3210－Ｘ26Ｍ	〃	〃
第5478号	〃	ＢＲ－3210－Ｘ29Ｍ	〃	〃
第5479号	〃	ＢＲ－3210－Ｘ27Ｂ	〃	〃
第5480号	〃	ＢＲ－3210－Ｘ29Ｂ	〃	〃
第5481号	自動衝突予防援助装置	ＡＲ－505	〃	〃

○東北地方整備局告示第二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　請戸中浜地区海岸公共災害復旧工事（福島県双葉郡浪江町大字請戸字明神前地先海浜地から同町大字中浜字長沼地先海浜地まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県双葉郡浪江町大字請戸字明神前、字新町、字小谷地、字浮沼及び字持平並びに大字中浜字長沼地内

福島県双葉郡浪江町大字請戸字明神前地先海浜地及び字小谷地地先海浜地並びに大字中浜字長沼地先海浜地

２　使用の部分　福島県双葉郡浪江町大字請戸字新町、字小谷地、字浮沼及び字持平並びに大字中浜字長沼地内

福島県双葉郡浪江町大字請戸字明神前地先海浜地及び字小谷地地先海浜地並びに大字中浜字長沼地先海浜地

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県双葉郡浪江町大字請戸字明神前地先海浜地から同町大字中浜字長沼地先海浜地までの延長約932ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「請戸中浜地区海岸公共災害復旧工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「請戸中浜地区海岸公共災害復旧工事」（以下「本体事業」という。）は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第３条第10号の２に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第５条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件区間は同法第３条第１項の規定に基づき福島県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、起業者である福島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

福島沿岸は、福島県相馬市の茶屋ヶ岬から茨城県境までの延長約139㎞の海岸であり、このうち、福島沿岸浪江海岸請戸中浜地区海岸は、双葉郡浪江町に位置する全長約900ｍの海岸である。